学校施設の開放における利用できる団体の範囲等を定める要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、綾瀬市立学校施設の開放に関する条例（平成２６年綾瀬市条例第２１号。以下「条例」という。）第２条に規定する開放施設（プール及び特別教室棟を除く。以下「開放施設」という。）の利用に関し、条例第３条第２項に規定する教育委員会が特に認める者（以下「特に認める者」という。）の範囲等について、必要な事項を定めるものとする。

（利用できる団体の範囲）

第２条　開放施設における特に認める者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

⑴　構成員の２分の１以上の者が綾瀬市内に居住、通勤又は通学する者である団体であること。

⑵　指導者を除く構成員が小学生である団体であること。

⑶　補助金等（綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号）第２条第１号に規定する補助金等をいう。）（スポーツを通じて青少年の心身の健全な発達に資する活動を行う団体の運営に対して交付されたものとして市長が認めたものに限る。）の交付を受けたことがある団体であること。

２　前項の団体が開放施設を利用しようとするときは、条例第３条第１項第１号の規定による団体登録の承認を受けるものとする。

（その他）

第３条　前条に定めるもののほか、開放施設における特に認める者の範囲等については、教育委員会と市長が協議の上、その都度定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１２日から施行する。